

こんなに便利！！マイナンバーカードの使い方を教えます！

マイナンバーカードは使ってますか？

今回のテーマは「作るとどんな便利なおことがあるの？」

マイナンバーカードを使う場面が増えています。家の中にしまっただまに
していませんか？どんな便利なおことがあるのかお知らせします。



POINT 顔写真付きの本人確認証になる！

例えば、役場窓口での各種証明書取得の際や銀行口座の開設、ライブ会場の入場、会員登録など、本人確認の際の公的な身分証明書としてさまざまな場面で、幅広く使えます。

POINT 健康保険証になる！（令和6年12月2日から完全一体化）

医療機関や薬局などで健康保険証として利用できます。（ただし、健康保険証としての事前登録が必要です。）就職・転職・引っ越し後などにおいても継続して、健康保険証として使えます。

注）役場等への異動届等の手続きは必要です。

POINT オンラインで手続きができる！

マイナポータル※¹の「ぴったりサービス」を利用することでオンラインでの手続きが可能となります。

☆引っ越しワンストップ

▶ 転入・転出の手続きをオンラインで事前に行うことで、転入先のみ（ワンストップ）届出で済みます。

☆各種証明書オンライン申請キャッシュレス決済

▶ 戸籍謄本などの各種証明書をオンラインで申請し、電子決済（PayPay、d払い、au PAY）することで、後日、ご自宅に申請した証明書等が郵送で届きます。

▶ その他、☆国民健康保険の加入・脱退等手続き、☆介護保険の各種申請手続きが可能です。

（※1）マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。ご本人の所得情報や年金に関する情報などを確認することができます。マイナンバーカードを読み取ることができるスマホにアプリをインストールしてください。



POINT 確定申告（e-Tax）がどこでもできる！

確定申告期間中は24時間いつでも、どこでも申告ができます。

また、マイナポータルと連携することで、控除証明書等の必要書類データを一括取得し、申告書への自動入力が可能となります。

POINT これからできるようになること

「運転免許証と一体化」や「出生届や死亡届のオンライン化」が予定されています。

第3回のテーマは「マイナ保険証の使い方」です。来月号もぜひご覧ください。



11月22日からサービス開始！！

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機から住民票と印鑑登録証明書が取得できるコンビニ交付サービスが始まります。

（詳細は次回の広報しらたか11月号でお知らせします。）

【問い合わせ】町民課戸籍年金係 ☎ 85-6129 / 町民課国保医療係 ☎ 85-6130

山形県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

「医療費のお知らせ」発行について

山形県後期高齢者医療広域連合では、1年に1回「医療費のお知らせ」を発行し、被保険者の皆さまに治療等で要した医療費をお知らせし、確認していただいております。

令和6年度は、「令和5年11月から令和6年10月診療分」までの医療費について令和7年1月下旬にお知らせする予定です。

なお、このお知らせは、確定申告の医療費控除の証明用に使用できますが、医療機関の都合等により記載されていない分や、令和6年11月と12月診療分につきましては、別途「医療費控除の明細書」への記入が必要となります。

つきましては、**医療機関から受け取った領収書は、捨てずに保管いただきますようお願いいたします。**

- 発行対象者** 山形県後期高齢者医療広域連合の被保険者
- 発行時期** 令和7年1月下旬
- 記載内容** 令和5年11月から令和6年10月診療分までの医療機関の名称・医療費の総額など

《注意点》

確定申告（医療費控除）の詳細につきましては、広域連合ではご回答できませんので、お住まいの地域を管轄する税務署または市町村の税務担当部署にお問い合わせください。

【問い合わせ】 山形県後期高齢者医療広域連合 事業課給付係 ☎0237-84-7100
後期高齢者医療制度について 町民課国保医療係 ☎85-6130

マイナンバーカードについてのお知らせ

【問い合わせ】 町民課戸籍年金係 ☎85-6129

マイナンバーカードの申請をしませんか？ \ 今までの保険証がマイナンバーカードに切り替わります /

町民課窓口で随時受付しています。窓口に来ることが困難な方は、町民課戸籍年金係にご連絡いただきますとご自宅にお伺いし、マイナンバーカード申請のお手伝いをします。

～マイナンバーカード申請の際は以下の書類をご準備ください～

- 本人確認書類 運転免許証など顔写真付きの身分証明書+健康保険証
顔写真付きのものがない方は、健康保険証・年金証書・介護保険証など2点
- マイナンバー通知カード（なくても大丈夫です）

カードの受取はがきが届いたけれど、平日窓口にお越しになれない方はいませんか？

下記の日程で**土曜日**に役場窓口を開庁します。来庁の際は事前予約が必要です。

・期日：10月26日（土）・11月23日（土）

・時間：9：00～11：30 ※電子証明書更新手続きの予約も受け付けします。



マイナンバーカードの電子証明書更新手続きについて

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限が近づいている方に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より封書が届きます。有効期限の**3カ月前から更新手続きが可能**です。

町民課窓口においてになる際、電話で予約し来庁していただくと待ち時間が少なく手続きができます。

※更新にはマイナンバーカードの暗証番号が必要です。

※更新手続きを期限内に行わない場合、電子証明書は失効となりマイナポータル・健康保険証等の利用ができなくなります。